

令和7年度 北海道政労使会議

日 時：令和8年1月23日（金） 10：30～
場 所：札幌ビューホテル大通公園 地下2階ピアリッジAホール

○中川企画課長 北海道労働局雇用環境・均等部企画課長の中川と申します。

開会に先立ちまして、事務局よりご連絡をさせていただきます。

本日の資料でございますが、机上にご用意してございます。まず、表紙に「北海道政労使会議」、めくって会議次第、構成員一覧、出席者名簿、座席表、写真配置図、共同宣言（案）を綴ったもの、次に北海道労働局資料、北海道経済産業局資料、公正取引委員会資料、内閣府資料、総務省資料、財務省資料、北海道資料となります。

資料が不足する場合などございましたら、お気づきの際に挙手でお知らせください。事務局がお持ちいたします。

また、カメラや写真撮影は冒頭から鈴木知事のご挨拶までとなりますので、ご留意願います。その後、会議終了後に出席者全員の写真撮影及び北海道労働局長のぶら下がり記者会見を予定しております。写真撮影と記者会見は、この会場ではなく、隣室で行う予定となっております。

1 開会挨拶

○中川企画課長 それでは、ただいまから北海道政労使会議を開催いたします。

開会に当たり、座長の北海道労働局長 村松達也より開会挨拶をさせていただきます、以降、進行は座長がさせていただきます。

それでは、村松労働局長、よろしく願いいたします。

○村松労働局長 皆さん、おはようございます。北海道労働局長の村松でございます。

本日、北海道政労使会議開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、鈴木知事をはじめ、労使団体等を代表する皆様方には、大変お忙しい中お集まりをいただきまして、感謝を申し上げます。

また、日頃から労働行政の推進に格別のご理解、ご協力を賜っておりますことに重ねて御礼を申し上げます。

さて、昨年、2025年、北海道における春季労使交渉では、月例賃金の加重平均は4.91%と昨年を0.4ポイント上回る賃上げ率となりました。

また、令和7年11月25日には、2026年春季交渉に向けて内閣総理大臣と労使団体の代表者による政労使の意見交換が行われたところであります。

当地、北海道においては、昨年1月に開催した北海道政労使会議におきまして「物価上昇を上回る賃上げに向けた環境整備の取組強化」共同宣言を採択し、政労使が連携協力して、適正な価格転嫁と生産性の向上を推進してまいりました。

北海道における最低賃金は、昨年10月の4日に発効しているところですが、1,010円から65円引き上げられて1,075円となっております。これは、時給形式で最低賃金を示す現行方式となった平成14年度以降で過去最大の引上げ幅となりましたが、長引く物価高騰の影響等により実質賃金の上昇までには至らず、また、原

資の確保が不十分な中での防衛的な賃上げを行った企業が相当数に上ると認識をしております。

こうした中において、賃金上昇が物価上昇を安定的に上回る経済の実現に向けて賃上げ水準を持続的なものとしていくためには、価格転嫁の円滑化に向けた環境整備を一層推進するとともに、中小企業等の生産性向上に向けた取組支援を充実させることが必要であります。本日お集まりいただいた皆様のご協力が不可欠と考えております。

本日の政労使会議は、北海道において賃金引上げに向けた機運を一層醸成する観点から、「賃金引上げに向けた取組」をテーマに、さらに「北海道経済の成長に向けた人材と賃上げ原資の確保」、これをサブテーマといたしまして、賃上げに向けた環境整備の取組、価格転嫁を含めた賃上げ原資の確保等の課題解消のための方策等について活発な意見交換の場とさせていただき、北海道政労使会議として共同宣言に取りまとめ、本日発出することができればと考えております。

本会議における意見交換を通じまして、北海道における賃上げに向けた機運醸成を図るとともに、皆様と連携・協力して物価上昇を上回る賃上げの実現に向けて引き続き取り組んでまいりたいと存じますので、よろしく願いいたします。

それでは、次第に基づきまして、ここから着座にて進行させていただきたいと思っております。

まず、ご出席の皆様のご紹介につきましては、時間も限られておりますので、お配りしました政労使会議構成員一覧、出席者名簿、座席表によりご紹介に代えさせていただきますと思います。

2 北海道知事挨拶

○村松労働局長 まず、本日は鈴木知事にもお越しいただいておりますので、構成員を代表して鈴木直道知事よりご挨拶を賜りたいと存じます。

知事、よろしく願いいたします。

○鈴木知事 皆様、おはようございます。

今ほどご挨拶ございました村松局長はじめ北海道労働局の皆様には、本日の政労使会議の開催に向けまして準備、そして調整にご尽力をいただいたことに対して、冒頭心から感謝を申し上げたいと思っております。ご準備いただき、ありがとうございます。

また、お集まりの皆様には、それぞれのお立場から北海道の経済の活性化にご協力を賜っておりますことに、この場をお借りして厚く御礼を申し上げます。

さて、昨年を振り返りますと、経済の分野におきましてはラピダス社の次世代半導体の試作が成功するということや、松前・檜山沖における洋上風力の促進区域の指定と、さらには食の分野においては国の食料・農業・農村基本計画において北海道が初めて主要穀物などの主産地ということで位置づけをされるなど、北海道にとって明る

い話題もあったところでございます。

こうした中で本道においては、関係各位の皆様のご努力によって賃上げの動きが継続をしていると、その一方で不安定な国際情勢、地球規模の気候変動などによってエネルギーや食料品などの価格上昇も続いているところであります。

7か月連続で実質賃金はマイナスというところでございます。物価上昇を上回る賃上げには、その原資が必要であります。企業における適正な価格転嫁を円滑に進めていく、このこととともに生産性を向上させる、このことが重要になります。

道としては、これまで累次の物価高対策に取り組んできたわけではありますが、そうした中において政府において新たな総合経済対策、中小、小規模事業者の賃上げ環境整備などを支援する重点支援地方交付金が拡充をされました。地域の実情やニーズを踏まえて、さらなる賃上げ対策の検討を進めてまいる考えでございます。

本道経済の成長と分配の好循環に不可欠な持続的な構造的な賃上げを確実なものとしていくため、この会議において政労使の各団体が連携をしっかりと深めて物価上昇に負けない賃上げを実現する推進力となることを期待し、私からのご挨拶に代えたいと思います。

本日は、皆様、よろしくお願ひ申し上げます。

○村松労働局長 どうもありがとうございました。

それでは、報道機関の方、カメラ撮りはここまでということでお願いいたします。

3 議 事

(1) 行政からの施策等説明

○村松労働局長 それでは、まず行政機関の取組について、労働局、経済産業局、公正取引委員会の順に説明をさせていただきます。

まず、私から労働局関係の賃金引上げに向けた取組についてご説明をいたします。

「北海道労働局」のクレジットのある資料を御覧ください。ページをめくっていただきまして、2ページ目、賃上げによる好循環のイメージを書いております。見出しのところにもありますが、「賃上げは、家計の所得増加による消費の拡大を通じて、企業収益を増加させるとともに、必要な人材を適切に確保し、企業の生産性を向上させ、更なる賃上げや持続的な成長を生むという好循環をもたらす」ものであります。

こちら左側に半分ありますが、全国の数字であります。好循環が動き出しつつあることが御覧いただけると思います。こうした動きを持続させるため、2026年の賃上げが重要であり、物価高が続く中、これを上回る賃上げに向けた取組が重要だと認識をしております。

次に、3ページ目を御覧ください。常用労働者5人以上規模の事業所における賃金

の動きについて、直近の令和7年10月までをグラフにしたものであります。左側のグラフが北海道で、右が全国であります。双方、名目賃金に当たる現金給与総額の前年比が赤い折れ線、実質賃金の前年比が緑の折れ線、定期給与を青い折れ線で示しております。

左の北海道では、現金給与総額は令和6年10月以降プラスで推移しておりましたが、昨年6月にはゼロを割り込み、その後8月、9月とプラスに転じましたが、10月には再びマイナスとなりました。青の決まって支給する給与については、プラス基調で推移しております。一方、緑の実質賃金の前年比はマイナスが続いており、令和7年3月に僅かにプラスに転じましたが、翌月以降再びマイナスを続けております。現金給与総額、実質賃金ともジグザグしながらも昨年3月以降全体として右肩下がりの状況と言わざるを得ないと思っております。

一方、右側の全国では、赤の現金給与総額はプラス基調で推移、緑の実質賃金はゼロ近傍から若干のプラスが見られ、足元の3か月は上昇傾向を示し、昨年10月はマイナス0.5%まで持ち直しております。全国では、昨年6月以降ゼロ近傍で推移しており、実質賃金の下げ止まりの兆しが見られると認識をしております。しかしながら、今月発表されました11月速報値、ここにはございませんが、マイナス2.8%となっております。今後一層動向を注視していかざるを得ないと思っております。

全国、北海道とも実質賃金は物価に追いつかない状況が続いておりますが、北海道はその状況が極めて顕著となっております。物価上昇を上回る賃上げに向けた環境整備の取組強化が特に重要であります。

続いて、4ページ目を御覧ください。昨年11月、政府において取りまとめられました「強い経済」を実現する総合経済対策のうち、賃上げ環境の整備に関する施策のご紹介になります。生産性向上支援、価格転嫁等の取引適正化など、あらゆる施策を総動員することとしております。細かな説明は、割愛いたします。

5ページを御覧ください。賃上げに向けた厚生労働省の支援施策のご紹介です。厚生労働省では、労働市場全体の賃上げを支援する「賃上げ」支援助成金パッケージによる支援を行っております。

また、各企業の賃上げに向けた取組に適した支援施策を活用いただけるよう、労働局はもとより、監督署、ハローワークを通じた事業主様への周知にも取り組んでおります。

次、6ページを御覧ください。リ・スキリングに関する国民運動についてのご紹介になります。リ・スキリングの重要性への一層の理解を促進するため、令和8年度から3年間を集中実施期間とした国民運動を展開することとしております。関係省庁と労使の皆様との連携により、地域の先進的な取組の紹介などに取り組むことで機運醸成につなげたいと考えておりますので、ご協力をお願いいたします。

その後しばらく参考資料が続きますので、11ページを御覧ください。助成金関係

の実績になりますが、業務改善助成金というのがございます。中小、小規模事業者の最低賃金引上げに向けた環境整備を図るために、生産性向上に資する設備投資などの取組を助成するものであります。POSレジシステムの導入による在庫管理の効率化や、リフト付特殊車両の導入による送迎時間の短縮といった機器・設備の導入以外にも経営コンサルティングなど、生産性向上に資するものが助成対象に含まれます。

北海道の令和6年度の申請件数は1,030件、令和7年度については、昨年10月3日、最低賃金発効の前日までに受付が終了しておりますが、申請件数は1,135件でありました。全国で6番目に多い申請件数で、今年度も多くの企業でご利用をいただいております。昨年12月の補正予算の成立を受けまして、今急ピッチで審査を進めているところであります。

次に、キャリアアップ助成金は、いわゆる非正規雇用労働者のキャリアアップを促進する助成金であります。パートや有期雇用などの非正規雇用労働者を正社員化して賃金を増額する「正社員化コース」、非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用させた場合に支給する「賃金規定等改定コース」などがございます。

この北海道の申請件数は、6年度で3,532件、今年度については令和7年11月末現在で1,452件となっております。

次に、人材開発支援助成金、これは職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を実施した中小企業事業主への支援、働き方改革推進支援助成金は働き方改革に取り組む中小企業事業主への支援ということになっております。

戻りまして、8ページ、9ページには業種別の省力化投資促進プランに先般警備業が追加されたこと、また10ページには内閣府の重点支援地方交付金の拡充資料をつけております。12ページ以降、賃上げの分析資料や賃上げの効果などの資料をおつけしておりますので、後ほど併せて御覧いただければと思います。

また、本日、内閣府、総務省、財務省の取組に係る資料も用意をさせていただいておりますので、こちらも御覧いただければと思います。

後ほど構成員の皆様からそれぞれの賃上げに係る取組をご発言いただきますが、昨年の政労使会議後に各構成員の取組や実施結果を共有し、事務レベルで複数回の会議を開催しておりますことをご報告申し上げ、私からの説明は以上とさせていただきます。

続きまして、北海道経済産業局長 浦田秀行様より経済産業局関係の取組についてご説明をお願いいたします。

○浦田経済産業局長 おはようございます。北海道経済産業局でございます。

中小企業・小規模事業者の賃上げ支援策につきまして、資料に沿ってご説明をさせていただきます。

表紙めくっていただきまして、1ページ目、中小企業の賃上げの現状について整理

をしております。「成長と分配の好循環」を目指す中で、賃上げは重要な政策の柱でございます。2025年度は、人手不足等も背景に、中小企業におきましても引き続きの高水準となる4.65%、全国の数字でございますが、賃上げを記録しております。

なので、右側のグラフを御覧いただきますと、主要国の1人当たりの実質賃金の伸びを比較したのですが、他の先進国に比して日本は低水準で推移をしているという状況でございます。物価高を上回る賃上げが必要な状況だということでございます。

次のページ、2ページ目でございますが、北海道の生産年齢人口は90年代から減少傾向にありまして、30年間で約100万人減少しております。今後も人口減少・少子高齢化が進むということが予測される中、人材確保という観点からも賃上げが必要な状況でございます。

1ページめくっていただきまして、3ページ目に政府の取組方針が書いてございます。昨年の総理の所信表明演説を抜粋させていただいております。物価上昇を上回る賃上げが必要だということ、それからそれを事業者に丸投げするのではなくて継続的に賃上げできる環境を整えるということ、これが政府の役割だということによって位置づけて取組を進めておりまして、具体的にはここに書いてございまして、稼ぐ力を上げていくための生産性向上支援、さらなる取引適正化、こうしたことに取り組んでいくということで整理をさせていただいております。

1ページめくっていただきまして、4ページ目ですけれども、まず取引の適正化でございます。価格交渉の状況を整理させていただいておりますけれども、発注側企業から申入れがあって価格交渉が行われた割合というのが34.6%、最新の数字でございます。価格交渉が行われた割合、これも全体の約9割ということでございますが、そもそも交渉が行われなかった割合というものも引き続き1割ございまして、価格交渉・転嫁に向けたさらなる機運醸成が重要という状況でございます。

5ページ目でございますけれども、価格転嫁の状況について整理をしております。コストアップ分がどれぐらい価格転嫁できているのかという数字でございますが、価格転嫁率は最新の状況で53.5%ということございまして、引き続き道半ばという状況でございます。

1ページめくっていただきまして、6ページ目は省略いたしまして、7ページ目以降、政府の取組を書かせていただいております。まず、価格転嫁、取引適正化についてでございます。まずは、法の厳正な執行ということございまして、昨年、下請代金支払遅延等防止法（下請法）が改正をされまして、名称も改めまして、1月1日から中小受託取引適正化法ということで施行されております。従業員基準を追加することによって対象となる企業を拡大したほか、協議に応じない一方的な価格決定、それから手形払いを禁止するなど、規律を強化したところでございます。

あわせて、振興法、受託中小企業振興法、これも改正をして1月1日から施行

させていただいております。こちらも同様に従業員基準を追加して対象を拡大しております。また、従来から指導・助言はしてはいましたが、それに加えて、それに従わない事業者に対して具体的な措置を示しながら改善を促す勧奨というスキームを追加させていただいたところがございます。

2番目に、民間の自主的取組の後押しでございます。2021年9月から毎年9月と3月を「価格交渉促進月間」と設定をいたしまして、集中的な取組を行っているところがございます。月間におきましてアンケート調査をしておりまして、その結果に基づきまして発注者の価格交渉の状況を点数化して整理をしたリストの公表をするなどして価格転嫁を促しているというところがございます。

次のページ、8ページ目でございます。「パートナーシップ構築宣言」の周知・実効性の向上に向けた取組でございます。「パートナーシップ構築宣言」につきましては、発注者の立場から代表者の名前で取引適正化を宣言していただくというものでございまして、全国で宣言企業数は8万社を超えております。北海道も1,800社という状況でございます。

実効性を高めるための取組として、北海道独自の取組として道内の関係機関と北海道パートナーシップ構築宣言普及促進会議というものを設置いたしまして、毎年関係機関の取組をフォローアップしているところがございます。最新の取組としては、昨年、2025年12月に北海道庁と共同で登録相談窓口を設置させていただきました。また、1月16日には受注側企業の価格交渉支援のためワークショップを開催し、価格転嫁検討ツールの使い方の紹介などを行ったところがございます。

1ページめくっていただきまして、9ページ目でございます。取引実態の把握でございます。2017年から取引Gメンを中小企業庁と各地方経済産業局に配置をしております。北海道経済産業局におきましても10名配置をされております。取引実態についてヒアリングをさせていただき、取適法に基づく取締りの端緒情報としても活用させていただいているところがございます。

また、「取引かけこみ寺」ということで全国47都道府県に設置をされております。北海道におきましても北海道中小企業総合支援センターに設置をさせていただいております。取引上の悩みに関する様々な相談を受け付けているところがございます。

10ページ目は、官公需の取組でございます。官公需は、GDPの4分の1を占めるということございまして、地域経済に与える影響も大きいということございまして、国と地方公共団体が率先垂範して官公需における価格転嫁を徹底していくということでございます。

1ページめくっていただきまして、11ページ目に官公需の価格転嫁・取引適正化の具体的な取組を書かせていただいております。まず、発注の改善というところで、国・独立行政法人におきまして低入札価格調査制度の適切な運用、それから拡大に取り組んでいるところがございます。また、予定価格が最低賃金あるいはエネルギー代

金の上昇に対応できるように、必要な予算の確保にも取り組んでいるところでございます。

発注後の対応といたしましても、物価上昇に伴うスライド対応、あるいは期中での契約の改定等にも取り組んでいくということにしております。

また、横断的な取組といたしまして、法律に基づいて中小企業者との契約に関する基本方針を毎年閣議決定させていただいております。基本方針に基づく取組が十分なものになっているかどうか、自治体における措置状況を調査させていただいております。毎年結果を公表させていただいております。

12ページ目でございます。こちらは、稼ぐ力を上げていくための生産性向上などを支援させていただく補助金、あるいは税制などによる支援を整理させていただいております。

まず、稼ぐ力の向上、生産性向上というところでございますけれども、一番左側、生産性向上、ものづくり補助金、これは革新的な新製品・新サービスを開発、あるいは海外需要開拓をしようとする中小企業者を支援するものでございます。

それから、省力化投資ということで真ん中に書いてございますけれども、中小企業省力化投資補助金、こちらも人手不足に悩む中小企業などの省力化投資を支援させていただいております。

あと、右側、販路開拓など、小規模事業者持続化補助金ということで、商工会あるいは商工会議所の伴走支援というものを条件といたしまして、販路開拓などを行う小規模事業者を支援させていただいております。

こうした取組そのものが中小企業の稼ぐ力をアップし、賃上げのための原資を確保していただく、その支援になっているわけですが、加えましてこうした補助金におきまして賃上げ要件というものを設定し、一定の賃上げを行う場合に補助率あるいは補助上限額を引き上げるということを通じまして、さらなる賃上げに向けたインセンティブを与えているということでございます。

また、2. は「賃上げ促進税制」でございまして、賃上げ分の最大45%を税額控除できる仕組みを整えているところでございます。

こうした取組を進めていくことで事業者の賃上げ原資の確保を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

北海道経済産業局からの説明は、以上でございます。

○村松労働局長 ありがとうございます。

続きまして、公正取引委員会事務総局北海道事務所長の鈴木芳久様よりご説明をお願いいたします。

○鈴木北海道事務所長 公正取引委員会北海道事務所でございます。

適正な価格転嫁の実現に向けた取組についてご説明させていただきます。

1枚おめくりいただいて、1ページ目を御覧ください。まず、昨年12月15日に

公表した特別調査の結果、こちらをご説明いたします。公正取引委員会では、これまで価格転嫁の状況や労務費転嫁指針のフォローアップ等の把握を目的として調査を行ってきておりますが、令和6年度の調査結果によりまして、大企業と中小企業との取引においては一定程度転嫁が進んでいるものの、全国的に見て中小企業同士の取引においては価格転嫁に課題があるという結果が出ておりました。

今年度、公正取引委員会は、特に中小企業同士の取引を重点的に着目して調査を実施いたしました。そうしたところ、改めて中小企業間の取引、サプライチェーンの深い層の価格転嫁が十分に進んでいないということがうかがわれました。

2ページを御覧ください。これまで公正取引委員会は、中ほどに赤色の点線で囲んでおりますように、価格交渉の場において明示的に協議することなく取引価格を据え置くことなどは、独占禁止法で禁じる優越的地位の濫用として問題となるおそれがあることを明確化しております。

また、令和5年には労務費転嫁指針を公表いたしました。これは、後ほどご説明いたしますが、労務費の転嫁に関して事業者の発注者・受注者のそれぞれが取るべき行動指針でございます。

3ページには、今回令和7年度の特別調査の結果を記載しております。ここから労務費に焦点を当ててご説明させていただきます。

4ページ、御覧ください。左側のグラフは、全国における労務費転嫁指針の認知度を示しております。今回の調査では、認知度が約6割となり、昨年度より増加したものの、依然として道半ばという状況ではございます。

右側のグラフのほうを御覧ください。これは、労務費転嫁指針を知っている事業者の方が知らなかった事業者より労務費の上昇を理由とする取引価格の引上げが実現しやすい傾向、これがより鮮明になったことを示しております。

資料にはございませんけれども、ここ北海道での認知度を申し上げておきますと、昨年度は43.7%でしたが、今回の調査では55.1%まで上昇いたしました。それでも全国平均よりは若干低い数字でございます。さらなる認知度アップを目指してまいります。

次に、5ページを御覧ください。労務費に関する価格協議の状況をまとめております。上の円グラフにありますとおり、約7割の取引において労務費に関する価格協議が行われたことを示しております。

続いて、下の左側の表を御覧ください。こちらは、労務費に関する取引価格の引上げの要請額に対する受諾された額の割合でして、昨年度よりは全般的に上昇しております。

他方で、右側の表は、サプライチェーンの段階別に見たものですが、こちらも昨年度よりポイントは上昇していますものの、取引段階を遡るほど価格転嫁が進んでいないということを示しております。

ただ、この要請受諾率につきましては、受注者は実際に上昇したコストを満額要請していないというケースもあり得ることにご留意いただいで見ていただきたいと思っております。

次に、6ページを御覧ください。全国では、労務費転嫁指針に沿った行動を取らなかった発注者9,747名に対しまして注意喚起文書を送付いたしました。

7ページには、これを都道府県別にした内訳を掲載しております。北海道では406名の発注者に注意喚起を行いました。

8ページを御覧ください。公正取引委員会では、協議せず取引価格を据え置いた発注者に対しまして、その経過等を聴取しております。

ここでは、北海道における事例を掲載しております。製造業、非製造業を問わず5つの事例を記載しておりますけれども、協議せず取引価格を据え置いた理由として、一番上の事例では、自身の顧客が引上げを認めてくれなかったため、受注者から引上げの要請があれば応じてきたものの、引上げの要請がなければ協議を持ちかけることがなかったというものになります。

その下の事例は、いずれも受注者から取引価格の引上げの要請がなかった、こういふことから協議を持ちかけることがなかったという事例でございます。

9ページには、今後の取組として、労務費転嫁指針の普及・啓発のほか、本年1月1日に施行されました取適法の施行・周知等について記載しております。

10ページ、御覧ください。これは、その取適法の概要を記載したもので、赤字で記載している箇所が旧下請法からの改正内容でございます。このうち、右下にありますように、「協議に応じない一方的な代金決定」が禁止行為に追加されております。

11ページ、御覧ください。最近の北海道における旧下請法の措置件数など、運用状況を記載しております。主な違反事件としては、いわゆる金型の無償保管を行わせていたことで先週勧告した事件、それから下請代金の額を減じていたことで勧告した事件、それから一方的に従来どおりに取引価格を据え置いていたということで指導した事件もございました。

12ページ以降は、労務費転嫁指針についてのご紹介になります。ご案内のとおり、労務費転嫁指針では労務費の適切な転嫁を行うために発注者・受注者の取るべき行動、守るべき行動を12示しております。

行動指針に沿わない行為によりまして、公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法、それから下請法に基づきまして厳正に対処することとしております。

この労務費転嫁指針は、昨年12月26日に改正しております。13ページでは、その改正の概要を記載しております。12の行動指針自体には変更はございませんけれども、改正のポイントとしては取適法施行を踏まえたいわゆるハネ改正がございませぬけれども、それとともに事業者の皆様にとって参考となるグッドプラクティスを追

加するなどしております。

14、15ページでは、労務費転嫁指針の概要を記しております、16ページのほうに今回追加したグッドプラクティスのうち主なものを記載しております。また、17ページには、ご参考までに価格交渉を行うための準備として有効な価格転嫁ツールの例を記載しております。いずれもぜひご参考にしていただきたいと思います。

最後に、18ページを御覧ください。先ほどもご紹介した取適法では、禁止事項に「協議に応じない一方的な代金決定」が追加されました。公正取引委員会といたしましては、積極的な広報活動を通じて事業者の皆様にとり取適法の認知を深めてもらうようこうした取組を推進しております。

道内で開催している事業者向け説明会などでは、関係する省庁や北海道庁をはじめとした関係する自治体の皆様、また関係する商工団体の皆様と共に連携して実施しております。

公正取引委員会では、労務費の転嫁指針の取組と併せまして、今後とも適正な価格転嫁を促す取引環境の整備に努めてまいります。

私からは、以上でございます。ありがとうございます。

○村松労働局長 ありがとうございます。

(2) 構成員発言

○村松労働局長 それでは、引き続きまして、次に構成員であります政労使団体の代表の皆様方よりご発言を賜り、皆様との認識を共有できればと存じます。

主たるテーマであります「賃金引上げに向けた取組」に加え、サブテーマであります「北海道経済の成長に向けた人材と賃上げ原資の確保」についても触れていただけると幸いです。

それでは、まず北海道知事 鈴木直道様からお願いをしたいと思います。

○鈴木知事 ありがとうございます。私からは、道における持続的な賃上げの実現に向けた取組についてお話をさせていただきます。

お手元の資料を御覧いただきながら、お話を聞いていただければと思います。

まず、2ページ目でございますが、本道における賃上げを取り巻く現状についてです。まず、価格転嫁の状況についてでございますが、依然として4割近い企業が転嫁が進んでいない状況にあります。

次に、生産性の状況でございますが、本道の名目労働生産性は上昇傾向にあるものの、全国を下回っているという状況にあります。また、売上高営業利益率も本道は全国よりも低い状況になっております。

こうした中で賃上げの動向でございますが、実質賃金指数の推移を見ますと、直近の3年間の物価高の中でマイナス幅は縮小しているものの、依然としてマイナスが続く

という状況となっています。

したがって、物価上昇を上回る賃上げの実現のためには、やはり引き続き賃上げ原資の確保の鍵となる「適切な価格転嫁の推進」と「生産性の向上」の2つに取り組むことが必要であると考えております。

次に、3ページ目を御覧ください。初めに、適切な価格転嫁の推進の方策の一つとして「パートナーシップ構築宣言」があり、これまで道と北海道経済産業局は宣言企業へのインセンティブや企業への働きかけを行ってきたところでございます。

今後、北海道パートナーシップ構築宣言普及促進会議において、宣言企業3,000社以上を目標に、構成員の皆様と連携を深めまして、宣言登録の後押し、協力要請・情報提供などの取組を強化してまいりたいと考えてございます。

次に、4ページ目を御覧ください。生産性向上に向けた取組です。まず、多様で柔軟な働き方の普及・環境整備に向けては、働き方改革戦略セミナーの開催や働き方改革推進企業認定制度などに取り組んでいます。

中小企業等の省力化・デジタル投資への支援については、デジタル技術の導入による省力化・業務効率化など、生産性向上に向けた支援をしているところでございます。

経営体質の強化などへの支援としては、厳しい経営環境に置かれている中小、小規模事業者に寄り添い、伴走型の経営指導、道融資制度の利用促進や新商品開発への助成など、中小・小規模事業者の方々の稼ぐ力を後押ししているところでございます。

また、今後新たな取組としては、物価上昇を上回る賃上げの実現に向けた環境整備として、先ほど冒頭ご挨拶でも触れましたけれども、国の総合経済対策として措置された重点支援地方交付金を活用した施策の検討を進めているところでございます。

最後、5ページ目でございます。オール北海道による推進についてです。繰り返しのようになりますが、物価上昇を上回る賃上げに向けてはその原資の確保が鍵であります。適切な価格転嫁の推進と生産性の向上の2つに取り組むことが必要です。

そうした中でこの政労使会議の開催、極めて大きな意義があると考えています。政労使による認識や方向性の共有、力強いメッセージの発信はもとより、この会議を構成する各団体が連携をしながら、それぞれが主体となって適切な価格転嫁の推進、生産性の向上の2つにそれぞれの立場で取り組んでいく、そうしたオール北海道による取組を推進していくことが重要であるというふうに考えております。引き続きの皆様のご協力、そして連携をお願いいたします。

私からは、以上です。

○村松労働局長 ありがとうございます。

続きまして、秋元札幌市長様、お願いをしたいと思います。

○秋元市長 ありがとうございます。札幌市長の秋元でございます。

まずは、本日の政労使会議を開催いただきました村松局長はじめ北海道労働局の皆様、関係者の皆様に御礼を申し上げます。

私からは、基礎自治体としての札幌市での取組についてお話をさせていただきます。資料ございませんので、発言だけで失礼いたします。

昨今の急速な物価高騰に加えまして、少子高齢化、あるいは事務職への求職希望が偏ってしまうというような職業観のミスマッチによる人手不足ということなどから、市内経済を取り巻く環境は一段と厳しさを増しております。

また、各企業におきましては、最低賃金の引上げ等、賃上げの動きが進む一方で、賃上げ原資の確保ということが大きな課題となっているところであります。

市内企業が持続可能な企業活動を行うことができる安定した経営基盤を築くためには、今回サブテーマとして記載ございますけれども、人手不足の解消に向けた人材の確保、それから企業の賃上げ原資の確保に努めるということが非常に重要であると考えておりまして、そこで札幌市では市内企業に対しまして国が実施をしております賃上げ等の補助金、これの一層の活用でありますとか、様々な制度についての活用を呼びかけ、働きかけをしております。

また、人材不足の原因の一つとなっております若者の道外への転出超過を解消していくためにも、東京に設置をしております札幌UIターン就職センター、ここを拠点に道外の学生や社会人に対してキャリア支援や企業とのマッチング、これを積極的に行っているところであります。

加えまして、特定技能外国人の受入れを促進しており、初めて外国人を採用する中小企業に対して入国前から採用後までの伴走型の支援、採用費用の軽減などを実施することで雇用する方法が分からないでありますとか、労働慣習や文化の違いに懸念があるといった各企業の不安を払拭し、新たな人材確保に対して支援を実施しているところであります。

このほか、多様な働き方を推進していくために、特に子育て中の女性や高齢者など、働く時間や雇用形態にとらわれない柔軟な働き方、いわゆるスポットワーク、こういったものを紹介することなどで潜在的な労働力を掘り起こして、企業の人材確保の一助となるように取り組んでおります。

これらの取組を通じまして、多様な人材が活躍できる労働環境、これを構築して就職を支援していくこと、また今後生産年齢人口の減少に伴い労働力の不足が予測される中でも、さらなる市内経済の発展とともに、労働者にとって働きやすいまちづくりに努めていきたいというふうに思っています。

加えまして、発注者としての適正価格での発注、こういったことについても積極的に取り組んでいきたいというふうに思っております。

今後とも本日の会議の構成員の皆様と連携をさせていただきながら、適切な価格転嫁の促進、働き方の改革の推進に努めてまいりたいと考えております。

私からは、以上です。

○村松労働局長 ありがとうございます。

続きまして、日本労働組合総連合会北海道連合会 須間会長からお願いいたします。
○須間会長 連合北海道の須間です。よろしくお願いいたします。

今年も北海道労働局様のご対応で、このように北海道政労使会議が開催されましたこと、感謝を申し上げます。

また、鈴木北海道知事をはじめ構成員の皆さんには、連合北海道の取組に対してのご理解、ご協力をいただいておりますことにも感謝を申し上げます。

今年の政労使会議においても共同宣言を確認することとなり、大変意義あることであります。

そして、本日のテーマ・サブテーマも含めて働く者の立場からの発言をさせていただきたいと思っております。

テーマにある賃金引き上げの取組ですけれども、先ほど来から出ております北海道の最低賃金、連合からも審議員として参加をさせていただき、65円引き上がり、1,075円ということになりました。そういうわけで最低賃金の近傍で働く仲間が約26.5%というふうになっておると聞いておりますので、最賃が引き上がることにより処遇改善となりました。関係者の皆様のご理解に感謝を申し上げたいと思っております。

しかしながら、中小、小規模事業では、最低賃金引き上げに伴い、労務費、いわゆる人件費が上昇することで経営への影響が大きく、最賃を上回っている方には賃金を据え置かざるを得ないとの報道もあります。

したがって、連合としては、やはり適切な価格転嫁、適正取引の推進はとても重要であると認識しております。1月からは、中小受託取引適正化法（取適法）が施行されました。内容は、先ほど説明がございましたが、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針における価格交渉の状況を見ていけば、やはり発注企業からの申入れによる交渉割合はまだまだ低いことから、価格転嫁の実効性が伴っておりません。労務費の価格転嫁が本当に進んでいくということが必要かと思っております。今回の取適法を実効性のあるものとすべく、周知徹底をしっかりと取り組んでいく必要があると考えております。

サブテーマのところに関してですけれども、中小企業の皆さんにとってはこの生産性の向上に向けた人材・賃上げ原資の確保が非常に難しい課題ではないかと思っております。

働き方改革は、本当にまだ取組途上にありまして、人手不足、さらには転職が多い中で人材を確保し、経営基盤を高めるためにはやはり強力な支援が必要と考えております。とりわけ人材の確保では、連合としてもこの間申し上げている女性、高齢者、さらに外国人労働者の就業・定着が欠かせないことから、やはり働きやすい環境整備が重要と考えております。とりわけ北海道、女性就業率が低いという課題もありますので、例えばトイレや更衣室、休憩室などの環境整備が重要であると考えており、外国人労働者には併せて就業規則などが適正に示され、運用されることが重要と思いま

す。

これらの課題解決のため、先ほどから話があります重点支援地方交付金、いわゆる事業者支援分野の中小企業の賃上げ含め、働く環境整備の活用に向けて推進事業メニューを踏まえた取組が一層推進されるように北海道はじめ関係各所への取組をお願いするものです。

本日の会議を踏まえ、共同宣言が実効あるものとなるよう、皆様方の特段の取組をお願い申し上げ、発言といたします。

○村松労働局長 どうもありがとうございました。

続きまして、北海道経済連合会 藤井会長様からお願いいたします。

○藤井会長 道経連の藤井でございます。

今年度もこの北海道政労使会議を構成員の皆様と意見交換ができる形で開催いただきましたことに、感謝を申し上げます。

本日、賃金と物価の好循環を実現し、賃金引上げの力強いモメンタムを確かな流れとしていく観点から、3点申し上げます。

まず、1点目でございます。足元の賃上げとデフレマインドの課題についてです。道経連が行いました「2025年春季賃上げ調査」では、賃上げ率は4.64%であり、5%を超えた全国平均には及ばないものの、前年に続き大幅な賃上げを実現しました。また、消費者物価指数が2022年以降3%超で推移し、統計上は明らかにデフレではない状況となっております。

しかし、長きにわたるデフレ・低成長によって国民の間に根強く浸透したデフレマインドは十分に払拭されておらず、米国の関税措置の影響など先行きの不透明感が高まれば、業績予想の下方修正や消費マインドの低下を招き、デフレ・低成長への逆戻りのリスクが残ります。特に賃上げの影響を大きく受ける中小企業では、業績改善が伴わない賃上げが進みますと地方の産業基盤そのものにも影響を与え、ひいては地方経済の減退につながりかねません。ここは、よく政労使で注意していかなければならないと考えております。

2点目は、構造的賃上げに向けた価格転嫁と意識改革についてです。道経連の「経営・雇用状況調査」では、コスト増加分の価格転嫁について約6割の企業が「ある程度転嫁ができています」と回答しており、徐々に進んでいるものの、約4割の企業が依然として「価格転嫁が進んでいない」と回答しております。原資の安定的な確保を伴う構造的賃上げの実現には、適正な価格転嫁と販売価格アップの受入れが社会的規範として浸透するとともに、賃金は上がっていくものとの意識の共有が不可欠です。同時に、企業も賃上げをコスト増ではなく、人への投資と捉えることが重要です。

その上で、名目賃金の上昇が継続し、適度な物価上昇を通じて実質賃金がプラスとなるよう、国に対しても政策の検討と実施を強く期待いたします。また、生活者である消費者に対しても適正物価への理解を求めていく必要があると考えております。

3点目は、成長と分配の好循環に向けた道経連の取組についてです。道経連といたしましては、引き続き「パートナーシップ構築宣言」に参画する企業の一層の拡大と実効性の確保に向けた理解促進に努めてまいります。また、企業がDXの推進などを通じて稼ぐ力を高め、その成果を賃金や処遇の改善に充てていくことが持続的な経済成長への源泉となります。こうした流れを生み出すべく、政府、労働界と連携し、地方発の成長戦略の実現に取り組んでまいります。

以上、私からの発言とさせていただきます。ありがとうございました。

○村松労働局長 ありがとうございました。

続きまして、北海道商工会議所連合会 安田会頭様からお願いしたいと思います。

○安田会頭 北海道商工会議所連合会の安田でございます。

私からは、中小企業の立場から発言をさせていただきます。

まず、本道の中小企業における賃上げの状況につきまして商工会議所が実施している調査、これは昨年の12月に調査したものでありますが、2026年度に賃上げを予定する道内企業は60.6%と全国を8.5ポイント上回りました。また、賃上げ率が3%以上と回答した企業も53.1%と過半数を超えております。これは、人手不足が極めて深刻化する中で道内企業が人材確保・定着を最優先課題として賃上げに踏み出していることの表れと読み取れます。

一方、その内訳を見ますと、業績が改善していないにもかかわらず賃上げを行う、いわゆる防衛的な賃上げの割合が賃上げする企業の64.9%と高水準となっており、前年調査比でも7ポイント上昇いたしました。これは、中小企業が将来不安を抱えながらも人材流出を防ぐため身を削る思いで賃上げを行っている実態を示しております。賃上げを持続的なものとするためには、賃上げ原資の確保が当然不可欠であります。

価格転嫁の動向調査によりますと、コスト増加分について4割以上の価格転嫁ができた企業は、北海道で61.0%と前回調査から5.5ポイント改善と一定の前進は見られるものの、労務費増加分に限ると全く転嫁できていない企業が22.2%に上り、依然として厳しい状況であります。

調査の結果、特に重要なのは、価格協議を行った企業は価格転嫁の進捗が大きく改善するという点であります。協議を実施した企業は、未実施企業に比べて4割以上の価格転嫁を達成した割合が2倍以上であり、これは適切な価格協議の環境整備が賃上げ原資確保の鍵であることを示しております。

私ども商工会議所は、かねてより「パートナーシップ構築宣言」の普及に取り組んでおり、商工会議所会員である中小企業が勇気を持って積極的に価格交渉の申入れを行い、適切な価格転嫁がサプライチェーン全体に行き渡るよう、全道の会議所を対象に行われるセミナーや個別企業への説明会などを通じ後押ししてまいりたいと考えております。

北海道経済が着実に成長軌道に乗るためには、人への投資とその原資を生み出す取

引慣行の改善を両輪として進める必要があります。中小企業が前向きな賃上げに踏み出せるよう、価格転嫁の徹底、賃上げ支援策の継続・強化について官民一体で取り組むことをここに強くお願い申し上げます。

私からは、以上です。

○村松労働局長 ありがとうございます。

続きまして、北海道商工会連合会 吉住会長様、お願いいたします。

○吉住会長 北海道商工会連合会の吉住です。

日頃は、大変皆様にお世話になっております。

本日は、このような場所で発言の機会を与えていただきまして、誠にありがとうございます。今ほど安田会頭のほうから賃上げについていろいろなお話がありましたので、重複する部分は外させていただいて、商工会としての現状の課題も含めて発言させていただきます。よろしくお願いいたします。

商工会の会員、特に地方の会員に関しましては、非常に潜在的に弱い立場にいと、価格交渉がなかなか言い出せないというところがあるのは実態であります。そんな中で先ほど公取の所長よりお話ありましたけれども、できるだけ優越的な地位にある企業のほうから価格交渉の場を設けていただくということに、ぜひこれからも力強くその辺は推進していただきたいなと思っております。

また、最低賃金の問題ですけれども、道の今回示されている1,075円よりは実態としては高い賃金で雇用せざるを得ない状況であります。このことに関しましては、昨年申し上げましたし、今ほど安田会頭のほうからお話ありましたけれども、防衛的な賃金の引上げをいまだに強いられているというのが実態であります。今後最低賃金の論議をするときに、罰則規定がある最低賃金の今後の引上げに関してはもう少し慎重にさせていただきたいと思っております。自主的に賃上げ目標をある程度掲げておいて、罰則規定のある最低賃金の引上げに関しては慎重な審議が今後は必要ではないかと思っております。

また、今年度ですか、今労働基準法の改正の問題がありますけれども、さらに労働時間の短縮が求められます。そうしますと、人手不足がさらに進行するということが考えられております。そのことに関しましても、今以上に人材環境が厳しくなるということを今後踏まえて議論をお願いしたいと思っております。

現在商工会として取り組んでおりますのは、先ほど経産省の局長よりお話ありましたけれども、様々な生産性の向上、そしてデジタル化、小規模事業者の持続化補助金、そういった補助金を利用しながら、会員企業には持続的に企業の存続について指導しているところであります。特に販路開拓に関しましては、力を入れて推進しておりますし、地方から経済を活性化していくということを商工会は目標として様々な機関に補助をお願いしております。特に今年度は、遅れておりましたデジタル化・AI化の導入を積極的に推進しながら省力化に向けて進めていきたいなと思っておりますので、

今後とも力強いご支援をいただきたいなと思っております。

最後に、商工会の全国連でも昨年の大会で申し上げましたけれども、賃上げに伴う社会保険料の負担が大きいというところをご理解していただきたいと思えます。このことは、賃上げをしても実質収入が減るということで消費のなかなか進まないということがありますので、労働者のために賃上げするのはいいのですけれども、実態として賃金が、要は余剰資金というか、消費に回るお金が減っているのではないかと、その辺のところも含めて今後考えていただきたいなと思っております。

最後に、今ほどいろいろな形で国・道から補助をいただいておりますけれども、この補助に対しまして何とぞ短期的ではなくて継続的なご支援をいただきたいと思っております。

以上、私からの発言に代えさせていただきます。ありがとうございます。

○村松労働局長 ありがとうございます。

続きまして、北海道中小企業団体中央会 高橋会長様、お願いいたします。

○高橋会長 北海道中小企業団体中央会の高橋でございます。発言の機会をいただきまして、本当にありがとうございます。

中央会は、中小、小規模事業者で組織された約1, 200以上の組合が加入しております。傘下企業を考えますと北海道の大半が私どもに所属していると言っても過言ではございません。全道に支部を設けまして、定期的に全道各地の状況を聞き取っております。そういう意味では中小企業・小規模事業者の声を最も集めているというか、聞いておる団体でございます。

その中で、特に価格転嫁と賃上げの課題につきまして話させていただきます。

まず、価格転嫁でございます。原材料の多くを輸入に依存しております食料品製造業をはじめ各製造業は、為替が1ドル158円と進んだこの円安の中で非常に本当にコストがどんどん上がっております。まさに物価高に賃金がとても追いつかない状況が続いております。

そして、それでも商品価格への転嫁は進んでおりますけれども、人件費や電気・ガス料金の上昇分の転嫁には至っておりません。発電所の再開というものが進んでおりますけれども、これが実行されるのはまだ時間のかかることございまして、コストアップ、燃料費のアップというものは待ったなしの状況でございます。

それから、価格転嫁を何とか行った結果、その副作用といたしまして販売数量の減少が発生しております。その結果、工場の稼働率が低下し、設備・人件費の固定費を吸収することができなくて労働コストが上がってしまうということが起こっておりますし、また昨日、長期金利が2%という声を聞きまして、住宅ローンの上昇によりまして住宅着工数が減るといふことの稼働率が落ちておりまして、これも大きな副作用ということでございます。

それから、労働分配率の高い中小企業同士の取引の中におきましては中小対中小も

しくは中小対小規模事業者の間の価格転嫁というものがなかなか難しい状況がありまして、物価高が続く限りなかなか利益は改善しておりません。

次に、賃上げにつきましてですけれども、中央会が毎年行っています調査における賃上げの状況でございますけれども、賃上げの決定要素は労働力の確保・定着、防衛的なものが多いのでございます。根本的な問題といたしまして、もはや中小企業は労使の関係というものが家族のような状況がありまして、待遇の改善や環境改善というのは目指すところでございます。施策や宣言をまつまでもなく、これはどんどんやらなければならないということでやっているわけでございますけれども、賃上げの原資となります適正な利益の確保は困難な中で人手不足もありまして、それで防衛的な賃上げをしているというのが実情でございます。

また、経営全般におきましては、労働者の人手不足のほかに、マネジメントの人材不足も顕著でございます。中小企業団体中央会は、今、経済産業省、厚生労働省、それから中小企業庁、北海道庁が様々な支援策をしていただきますけれども、これを各経営者に利用を進めたり、アドバイスをしたりという、そういうようなことを一生懸命やって賃上げができる環境をつくるよう努力している次第でございます。

様々な課題を踏まえまして、物価の抑制施策の推進と併せまして、オール北海道での持続的な賃上げに向けまして適正な価格転嫁、それから生産性向上につきまして、これをこれまでどおり、またこれ以上に強力なご支援をいただかなければ、なかなか賃上げになるということがございませぬので、ひとつ今後ともご支援のほどよろしくお願いいたします。

私からは、以上でございます。ありがとうございました。

○村松労働局長 ありがとうございます。

それでは、引き続きまして北海道信用金庫協会 原田会長様からお願いいたします。

○原田会長 北海道信用金庫協会の原田と申します。今日は、発言の機会をいただき、ありがとうございます。

本日のテーマでございます賃上げ・生産性向上・価格転嫁等に関しまして、多くの中小、小規模事業者の方々には「人材確保が最大の課題であり、賃上げが必須条件となっているが、なかなか持続的な賃上げに必要な適切な価格転嫁と生産性向上は簡単ではない」とおっしゃっております。

そこで、まず価格転嫁は、サプライチェーンに関わる民間の努力のみでは困難であり、まさに官民連携による国を挙げての取組とならなければならないと考えております。

加えて、生産性向上に向けた働き方改革の推進は、働く方々にとって経験や能力を十分発揮し、やりがいを実感するために極めて重要であると考えております。しかしながら、単に労働時間を短縮したのでは生産性は低下するだけであり、省力化やデジタル化の取組が必須となります。これにより生産性が向上し、稼ぐ力が強化され、賃

上げの原資が確保できると考えております。

私ども地域金融機関は、この価格転嫁や生産性向上の取組に深く関わり、事業者の方々を徹底的に理解し、新事業への取組、人材育成、DX・GXの取組支援などにより付加価値を高め、稼ぐ力を強化してまいります。

本日の宣言の下、実質賃金のアップに向け、皆様と連携を強化し、全力を尽くしてまいります。

以上でございます。

○村松労働局長 ありがとうございます。

それでは、ここまで行政からの説明の後、構成員の皆様方から賃金引上げの実態に関する受け止め、認識、また価格転嫁の実現に向けた課題、さらにこれからどう取り組んでいくのかといったことについて真摯なご意見を賜ったところでございます。

(3) 意見交換

○村松労働局長 少し時間が足りなくなってきましたが、ここから今までのご発言などに対するご意見・ご質問を含めて構成員の皆様方からご発言があれば、挙手をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

お願いします。

○津山頭取 北洋銀行の津山です。私からも、せっかくの機会ですので、持続的な賃上げに向けまして一言だけ発言させていただきたいと思えます。

これまで皆様からご発言があったのと同様、手前どもの昨年の10月に公表しました調査においても、人材不足を背景に物価高の価格の転嫁がしっかり進んでいなくてもいわゆる防衛的な賃上げを行っているというのが、また続いているということが公表されております。

特に人件費の転嫁の部分なのですが、ここに関して言うと、「75%相当まで何とか転嫁できた」という企業さんが38%にすぎないという状況です。なぜ転嫁できていないかという質問に対しては、「他社との競争がある」というのが1番目なのですけれども、ここは恐らく自助努力であるとか、生産性向上の仕組みの努力であるとかということも関連する分野ではないかなと思うのですけれども、問題は2番目の理由でして、これが「取引先や顧客からの理解が得られない」というのが36ポイントありました。

我々は、先ほどいろんな方からご説明あったような生産性向上の投資であるとか、あるいは補助金の活用のお手伝い、こういうのをしっかりやって賃上げ原資の確保というのをしっかり進めていきたいと思えますけれども、また人材についても国内外からの人材の紹介だとか派遣というのを、こういった業務を強化していきたいと思っております。

行政の皆様に関して言うと、いろいろご発言がこれまでであったような補助金の拡充だとか周知、それから公正取引委員会の皆様に関しては価格転嫁の指導のさらなる強化をお願いしたいというふうに思います。

もう一つ、これはちょっと私見になりますけれども、本日大勢のマスコミの皆様もお集まりになっておられて、4月に例えば新たに食品を中心として値上げがあった際に何品目値上がりになったと、大変だというようなトーンの記事がなされるような気もしますけれども、本日の議論をいろいろと踏まえまして、できれば企業も消費者の方々が納得できるような価格になる努力を一生懸命しているのだという背景も報道していただけるとありがたいなというふうに思っております。

以上です。

○村松労働局長 ありがとうございます。

ほかにご発言ございますか。

○井出理事 すみません。北海道銀行の井出でございます。今日は、頭取の兼間が公務で欠席でございます。代わりまして、私のほうでお話しさせていただきます。

現状、道内経済は、大きな転換期を迎えておるわけですが、やはり地域金融機関が率先して賃上げですとか、それからエンゲージメント向上に資する施策、つまり人への投資、ここを加速させていくということが地域社会の活性化、ひいては経済の好循環を生むという鍵になると考えております。

したがって、私どもといたしましても頭取の強い意向の下、自社の賃上げ、エンゲージメント向上はもちろんなのですが、お取引様のコンサルティング、それから伴走支援、こちらに全力を尽くしていくということによりまして、サプライチェーン全体での付加価値向上を促して地域社会全体の実質賃金向上を図る成長と分配の好循環を定着化させていくことを目標に、これからも責務をしっかりと果たしてまいりたいと思っております。

本日の会議でいただきました皆様からのお話や知見、これを持ち帰り、頭取にも報告の上、経営にも反映させてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○村松労働局長 ありがとうございます。

これで構成員の皆様お一人お一人のご発言をいただいたわけでもございまして、さらに活発な意見交換としたいところではございますが、お時間の都合上、この辺で意見交換の時間は終了したいというふうに思います。

(4) 共同宣言（案）について

○村松労働局長 それでは、早速、共同宣言（案）、事前に各構成員の皆様にご確認いただいておりますけれども、こちらを確認いただきたいと思っております。

お手元の資料に北海道政労使会議共同宣言（案）というものがございますので、こちら御覧いただければと思います。

読み上げさせていただきます。

「物価上昇を上回る賃上げに向けた環境整備の取組強化」
共同宣言（案）

北海道においては全国より早いスピードで人口減少・少子高齢化が進み、深刻な人手不足が企業活動に影響を与えていることや就業者の8割以上が中小企業・小規模事業者に雇用されているという構造があることを踏まえ、賃上げに向けた価格転嫁を適正かつ円滑に進めるとともに働き方改革の一層の推進に取り組み、生産性を向上させていくことが重要です。

北海道政労使会議は、道内企業の持続的・構造的な賃上げを実現するため、構成員相互に連携・協力し、以下に取り組むことを宣言します。

- 1 労務費の上昇に見合う適切な価格転嫁の推進
- 2 働き方改革の推進、道内企業の経営基盤強化及び人材確保・育成による生産性の向上

令和8年1月23日

共同宣言（案）、以上でございます。

今読み上げさせていただきました案文につきまして、各構成員の皆様、ご賛同いただけるのでありましたら、拍手をいただければと思います。いかがでしょうか。

（拍 手）

○村松労働局長 それでは、満場一致で承認をいただいたということで、本案から（案）を取りまして発出をさせていただきたいと思っております。

皆様、本日、どうもありがとうございました。

北海道政労使会議共同宣言につきましては、道内にこれから広く周知をしていきたいと考えております。皆様方のご協力をお願いいたします。

以上でございます。

本日の会議では、冒頭申し上げたとおり、賃金引上げに向けた機運を一層醸成するための意見交換、ご意見の発言をしていただきましたけれども、これらを踏まえ、北海道における賃金引上げに係る認識共有できたのではないかと考えております。本日の意見交換も踏まえて、構成員のそれぞれが着実に取組を実施していければと考えて

おります。

4 閉 会

○村松労働局長 以上をもちまして政労使会議終了させていただきます。
皆様、ありがとうございました。